

② リスク管理措置が適切に行われているか

各国における実施状況を以下の項目等について点検し、リスクを総合的に判断

・「生体牛のリスク」に係る措置

生体牛、肉骨粉等の輸入、飼料規制、SRMの利用実態、サーベイランス(近年出生した牛で定型BSEが確認されている国については疫学調査も踏まえて判断)

・「食肉処理に関連したリスク」に係る措置

SRMの除去、と畜処理の各プロセス

【非定型BSE】

非定型BSEについては、国内評価^{※3}以降の新たな知見を確認し、国内評価の結論に影響を及ぼすものがないかを確認しました。

※3 国内の健康と畜牛のBSE検査の廃止に関する2013年5月及び2016年8月の再評価

4 評価結果について

【定型BSE】

- ・3か国においては、「生体牛のリスク」に係る措置が現状と同等の水準で維持されている限りにおいては、今後も定型BSEが発生する可能性は極めて低いか、その発生頻度は現状以下で推移するものと推定できる。
- ・適切なと畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、現在のSRMの除去によって、食品を介して摂取される可能性のある異常プリオンたん白質は極めて少なくなるものと推定できる。
- ・「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されている。

以上に加え、牛とヒトとの種間バリアの存在も踏まえると、3か国から輸入される牛肉等の月齢条件を「条件無し」としたとしても、措置の適切な実施を前提とすれば、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性は極めて低いと考えました。

【非定型BSE】

適切なリスク管理措置(定型BSEと同様)を前提とすれば、非定型BSEについても、牛肉・内臓の摂取に由来する「vCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低い」と考えた国内評価における見解に影響を及ぼす新たな知見はありませんでした。

これらを踏まえ、以下のとおり評価結果をまとめました。

米国、カナダ及びアイルランドのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できる。

リスクコミュニケーション

食品に関するリスクコミュニケーションとして、「米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価(案)について」を12月12日に東京で、13日に大阪で開催しました。

山本茂貴委員より食品健康影響評価(案)について説明した後、厚生労働省及び農林水産省の担当者も加わり、参加された皆様と意見交換を行いました。

参加された皆様からは、評価書(案)の記載事項や今後のリスク管理等についての質問をいただきました。



米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について

<http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20121219002>